がんばる漁業復興支援事業

【令和7年度予算概算決定額 4,400(-)百万円の内数】

く対策のポイント>

地域で策定した漁業復興計画に基づき、**漁業の本格的な再開に向けて生産量の回復を目指す事業を行う漁業協同組合等に対し、**必要な経費を助成します。**また、福島県や近隣県において、単一魚種に頼らない柔軟な経営体制への転換等により収益性向上を図る取組を支援**します。

〈事業目標〉

被災地における水揚量及び水揚金額の回復(100% 「令和11年度まで」)

く事業の内容>

1. 漁業復興支援運営事業

漁業者、流通・加工業者、地方公共団体等が一体となり、**収益性向上等による** 漁船漁業の復興を図る漁業復興計画の策定・審査等を支援します。

2. がんばる漁業復興支援事業

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて収益性が悪化し、操業又は漁業経営に支障を来している漁業者等が、地域で策定した漁業復興計画に基づき実施する取組について、以下の2つの支援メニュー により、必要な経費を助成します。

①収益性向上の事業

福島県又は近隣県(青森県~千葉県)の漁業者が実施する新船導入等による不漁対策、1割以上の収益性向上、養殖業への転換などの収益性の高い操業体制の確保を図る取組を支援。

②福島県沿岸における生産回復の事業

福島県漁業者が実施する生産量の震災前5割以上への回復又は隣県(宮城県又は茨城県)の漁業者が実施する福島県沖への入漁再開の取組を支援。

<事業の流れ>

定額 国

特定非営利活動法人 水産業·漁村活性化推進機構 定額

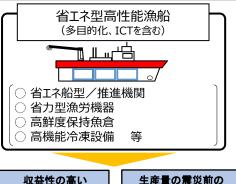
漁業協同組合等

- ·操業費用等経費(1/2以内等)
- 運転経費

く事業イメージン

漁業復興計画の策定

- ○関係漁業者、漁業協同組合、流 通・加工業者、地方公共団体等が、 地域漁業復興協議会を構成。
- 〇地域一体となって漁業復興計画を 策定します。



操業体制への転換

生産量の展災制の 5割以上への回復等

がんばる漁業復興支援事業による支援

漁業協同組合等が認定漁業復興計画に基づく収益性向上等の事業を実施

操業費用等経費 の1/2以内等を 基金から助成

基金から全額助成く

<操業費用 等経費> 漁船減価償却費、漁具等減価 償却費、消耗品費、通信費、 修繕費、人件費等

<運転経費> 燃油費、えさ代、氷代、魚箱代、 その他の資材費、販売費等 ・ 返還は不要 水揚金 基金に返還

[お問い合わせ先] 水産庁研究指導課(03-6744-0210)

がんばる養殖復興支援事業

【令和7年度予算概算決定額 4,400(-)百万円の内数】

く対策のポイント>

地域で策定した養殖復興計画に基づき、**養殖業の早期再開、経営再建等に取り組む養殖業者等に対し、**必要な経費を助成します。また福島県又は近隣県(青森県〜千葉県)に住所又は事業場を有し、**養殖業への転換に取り組む漁業者と協業し、生産体制の改革等を通じて収益性向上への取組に対し支援**します。

<事業目標>

被災地における水揚量及び水揚金額の回復(100%「令和11年度まで」)

く事業の内容>

1. 養殖復興支援運営事業

生産者、関係団体、地方公共団体等が一体となり、養殖生産の早期再開に向けた取組に加え、経営再建が必要であり、被災地域の養殖業の再興に寄与する養殖復興計画の策定・審査等を支援します。

2. がんばる養殖復興支援事業

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて収益性が悪化し、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも養殖業を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成のため、養殖業者等が、地域で策定した養殖復興計画に基づき実施する取組について支援を行います。

また、福島県又は近隣県(青森県~千葉県)に住所又は事業場を有し、養殖業への転換に取り組む漁業者と協業し、収益性向上に取り組む養殖業者が組織する協業体に対し支援を行います。

<事業の流れ>



特定非営利活動法人 水産業・漁村活性化推進機構 定額

漁業協同組合等

く事業イメージン

養殖復興計画の策定

○生産者、漁業協同組合、流通・加工業者、地方公共団体等が、 地域養殖復興協議会を構成。

〇地域一体となって養殖復興計画 を策定します。 被災漁業者の経営の早期再開及び生産 体制の自立を図るとともに、収益性の高い 操業・生産体制への転換等



収益性の高い 操業体制への転換 養殖業への転換に 取り組む漁業者 との協業

がんばる養殖復興支援事業による支援

○ 漁業協同組合等が養殖復興計画に基づく収益性向上等の事業を実施

(支援内容)

- 事業に必要な事業費(償却費、人件 費、餌代、種苗代等 養殖生産に必要 な経費)を全額支援
- 事業費のうち4/5相当額は事業終了後、 養殖生産物の販売代金で返還

事業経費

1/5相当額

4/5相当額

養殖生産物の 販売代金で 返還

[お問い合わせ先] 水産庁栽培養殖課(03-6744-2383)